

日光市消費生活センターだより

～ 安心できない!? ネット通販の
代引き配達に ご注意!! ～



代引き配達は、宅配業者に代金を支払って 商品を受け取るサービスです。
気軽に利用できる一方で「広告と違う」「粗悪品が届いた」「偽物だった」
「販売サイトと連絡が取れない」とのトラブルが増えています。



商品は届いたけど・・・

広告と違う

粗悪品

事業者と
連絡が取れない

偽物

注文する前に チェックしよう

- 販売業者名や住所・電話番号は記載されていますか？
※記載の住所は実在しますか？
※電話番号は実際につながりますか？
- 通常の価格よりも極端に安い場合は要注意!!
- 少しでも怪しいと思ったら注文しない。

～消費生活に関する相談は～

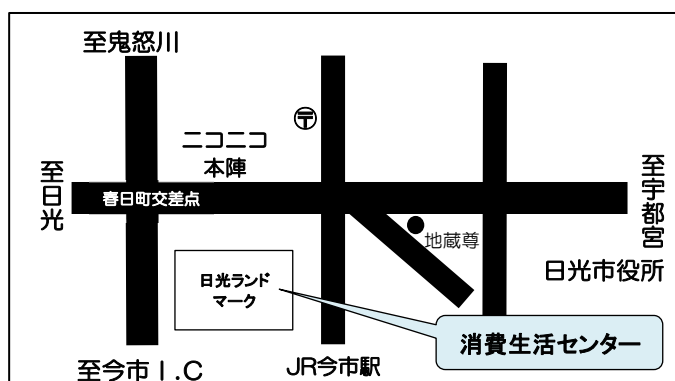
日光市消費生活センター

〒321-1261 日光市今市412-1

(日光ランドマーク3階)

TEL0288-22-4743 FAX0288-22-4750

受付時間 月～土曜日 10:00～16:00
休 所 日 日曜日、祝日、年末年始



契約に後悔したら・・・

「クーリング・オフ制度」を利用しましょう



訪問販売や電話勧誘など不意打ち的な勧誘で
冷静に判断できないまま契約してしまうことがあります。
「クーリング・オフ」とは契約した後でも 決められた期間内であれば
無条件で契約を解除できる制度です。



訪問販売 8日間



電話勧誘販売 8日間



訪問購入 8日間

※上記以外にもクーリング・オフの対象となる取引があります。

【クーリング・オフのポイント】

契約書面を受け取っていない。契約書面に不備がある。事業者がうそや脅しでクーリング・オフを妨害されたなどの場合には 期間が延長されます。

日	月	火	水	木	金	土
					①	2
3	4	5	6	7	⑧	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

訪問販売など
8日間の場合
ここまでに通知

▶期間内に ハガキ、メールなどで
クーリング・オフを通知する。

※ハガキで通知する場合
両面のコピーを取り簡易書留や特定
記録郵便などで発信の記録を残す。
※メールで通知する場合
通知内容と発信日を保存する。

注 ネット通販などの通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。
返品可否や条件については、販売業者ルールに従います。

特殊詐欺撃退機器 無料貸出中！！

特殊詐欺撃退機器を使って詐欺を予防しませんか？

貸出期間は半年間(更新1回・最長1年)まで。貸出は無料です。

対象世帯: 65歳以上の単身世帯、65歳以上の夫婦世帯、日中65歳以上のみとなる世帯



問合せ先: 日光市役所 生活安全課 くらし安心係 ☎ 21-5112